

三重中央医療センター臨床研究部研究室見学についての基準

三重中央医療センター臨床研究部研究室（以下「研究室」という）の見学を希望する者について、実験動物の飼育保全及び感染防止のため、以下の基準を定める。

1. 三重中央医療センター臨床研究部の職員以外の者が、研究室の見学をしようとするときは、病院長の許可を必要とし、三重中央医療センター臨床研究部の職員が見学者に同行するものとする。
2. 見学は、その目的が次に掲げる場合に限り許可する。
 - イ 他の研究教育機関の関係者が、当該動物実験施設の管理運営に資することを目的とする見学
 - ロ 特定の研究及び設備に関する学術上の目的による見学

附則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

(様式)

平成 年 月 日

研究室見学申請書

三重中央医療センター病院長 殿

申請者氏名

印

住 所

所 属

下記のとおり貴研究室を見学したいので、見学の許可を申請いたします。

記

1 日 時 平成 年 月 日 (時から 時まで)

2 人 数 名

3 目 的

4 見学内容

5 その他

上記の者が、研究室を見学することについては、許可する。

許可しない。

平成 年 月 日

三重中央医療センター病院長 印